

新発田市みらい創造課・地域安全課ツイッター運用ポリシー

1 運用するソーシャルメディアの種類

ツイッター

2 アカウント名、URL、運用者

(1) アカウント名 新発田市危機管理

(2) URL https://twitter.com/shibata_bousai

(3) 運用者 みらい創造課・地域安全課

3 目的

新発田市内の防災情報、不審者や犯罪などに関する防犯情報、クマなどの目撃情報を発信します。また、災害発生時には、市ホームページのトップページを災害用トップページに切り替えて「新発田市危機管理ツイッター」を表示し、市内の災害情報を発信していきます。

4 掲載内容

(1) 新発田市内の防災情報

(2) 新発田市内の不審者や犯罪などに関する防犯情報

(3) 新発田市内のクマなどの目撃情報

(4) その他市民の危機管理に関する情報など

※上記の情報の全てを掲載するものではありません。

5 運用時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、必要に応じて、上記以外の時間に発信することもあります。

6 コメント等への対応

コメント等に対しての返信は、原則行いませんので、あらかじめご了承ください。ご質問等がある場合は、直接担当へ問い合わせるか、新発田市公式ホームページの「各課へのお問い合わせフォーム」をご利用ください。

7 遵守事項

当該ソーシャルメディアの閲覧者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならないものとします。利用者による投稿内容について次の禁止事項に該当すると新発田市が判断した場合は、利用者に事前に何ら通知することなく、投稿の削除その他の必要な措置をとることができるものとします。

(1) 新発田市、他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為

- (2) 公序良俗や法令等に違反している、又は違反するおそれのある行為
- (3) 他者に成りすますなど虚偽や事実と異なる情報及び成否の確認できない噂等を掲載する行為
- (4) 営業活動、政治活動、選挙活動、宗教活動その他営利を目的とした行為
- (5) 著作権、商標権、肖像権等の知的財産権を侵害するおそれのある行為
- (6) 他の利用者又は第三者に関して、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報を特定・開示・漏えいする等の個人のプライバシーを侵害する行為
- (7) 有害なプログラム等を送信することにより通信機器の機能を妨害したり、情報を引き出ししたりする、又は他者のアクセスを妨害する行為
- (8) 新発田市、他の利用者又は第三者に不利益を与える行為
- (9) その他新発田市が不相当と判断した行為

8 知的財産権の帰属

掲載している個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する著作権、商標権等の知的財産権は、新発田市または新発田市以外の原権利者に帰属します。個々の情報（文章、写真、イラストなど）の転載は、内容を改変せず出所を明記する場合は可能です。ただし、無断転載を禁じる旨の注記がある場合は、この限りではありません。

9 免責事項

- (1) 新発田市は、投稿にあたり細心の注意を払って行いますが、掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 新発田市は、利用者が掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 新発田市は、利用者が投稿した内容について一切の責任を負いません。
- (4) 新発田市は、利用者間、又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者若しくは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 新発田市は、予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断又は中止することがあります。

10 個人情報に関する取扱い

ソーシャルメディアを通じて新発田市が取得した個人情報については、「新発田市個人情報保護条例（平成27年新発田市条例第38号）」に基づき、適切に取り扱うものとします。また、情報の発信についても、新発田市個人情報保護条例に基づき、適切に行います。

11 運用ポリシーの変更

運用ポリシーは予告なく変更する場合があります。

附則

この運用ポリシーは、平成31年1月7日から施行する